厚生労働省 茨城労働局　　Press Release

茨 城 労 働 局 発 表
令和７年 12 月 19 日(金)

報道関係者　各位

【照会先】
茨城労働局職業安定部職業対策課
課　長　　佐藤　和広
地方障害者雇用担当官　門井　健太
電 話　029(224)6219

令和７年「障害者雇用状況報告」の集計結果を公表します

茨城労働局(局長　佐藤　悦子)は、このほど、茨城県内の民間企業及び公的機関における令和７年６月１日現在の障害者雇用状況を取りまとめましたので公表します。

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号)では、事業主等に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は 2.5%）以上の障害者の雇用を義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、障害者の雇用義務のある事業主等に対し、令和７年６月１日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について報告を求め、集計したものです。

【集計結果の主なポイント】

１【民間企業】[法定雇用率 2.5%] ※（　）は前年の値
○雇用障害者数は昨年より増加【次ページのグラフ参照】
・雇用障害者数は 6,895.0 人（6,715.0 人）で、対前年比 2.68%増、180.0 人増加
※過去最高を更新
・実雇用率は 2.32%（2.33%）で、対前年比 0.01 ポイント低下
・法定雇用率達成企業の割合は 46.0%（45.6%）で、対前年比 0.4 ポイント上昇

２【地方公共団体】[同 2.8%、県の教育委員会は同 2.7%]
○茨城県の機関は５機関中、５機関全てで法定雇用率を達成
○茨城県教育委員会は法定雇用率を達成
○市町村の機関は、52 機関中 43 機関で法定雇用率を達成（なお、未達成機関であった９機関については、12 月１日までに法定雇用率を達成）※（　）は前年の値
・茨城県の機関：雇用障害者数 285.5 人（267.5 人)、実雇用率 3.56%（3.54%）
・茨城県教育委員会：雇用障害者数 632.5 人（556.5 人)、実雇用率 2.90%（2.89%）
・市町村の機関：雇用障害者数 860.0 人（804.0 人)、実雇用率 2.93%（2.83%）

３【独立行政法人等】[同 2.8%]
○17 機関の全てで法定雇用率を達成。※（　）は前年の値
・雇用障害者数 802.0 人（782.0 人)、実雇用率 3.13%（3.16%）

茨城県の「障害者雇用状況」報告集計結果（概要）

１　民間企業における雇用状況

（１）雇用されている障害者数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合　（別添第１表）

①　民間企業（40.0 人以上規模の企業、法定雇用率 2.5%）における雇用されている障害者数は 6,895.0 人で、前年より 2.68%（180.0 人）増加した。

②　雇用されている障害者のうち、身体障害者は 3,698.0 人（対前年比 5.1%増）、知的障害者は 1,723.5 人（同 1.5%減）、精神障害者は 1,473.5 人（同 1.9%増）となった。

③　実雇用率は 2.32%（前年は 2.33%）、法定雇用率達成企業の割合は 46.0%（同 45.6%）であった。

民間企業の雇用障害者数と実雇用率の推移

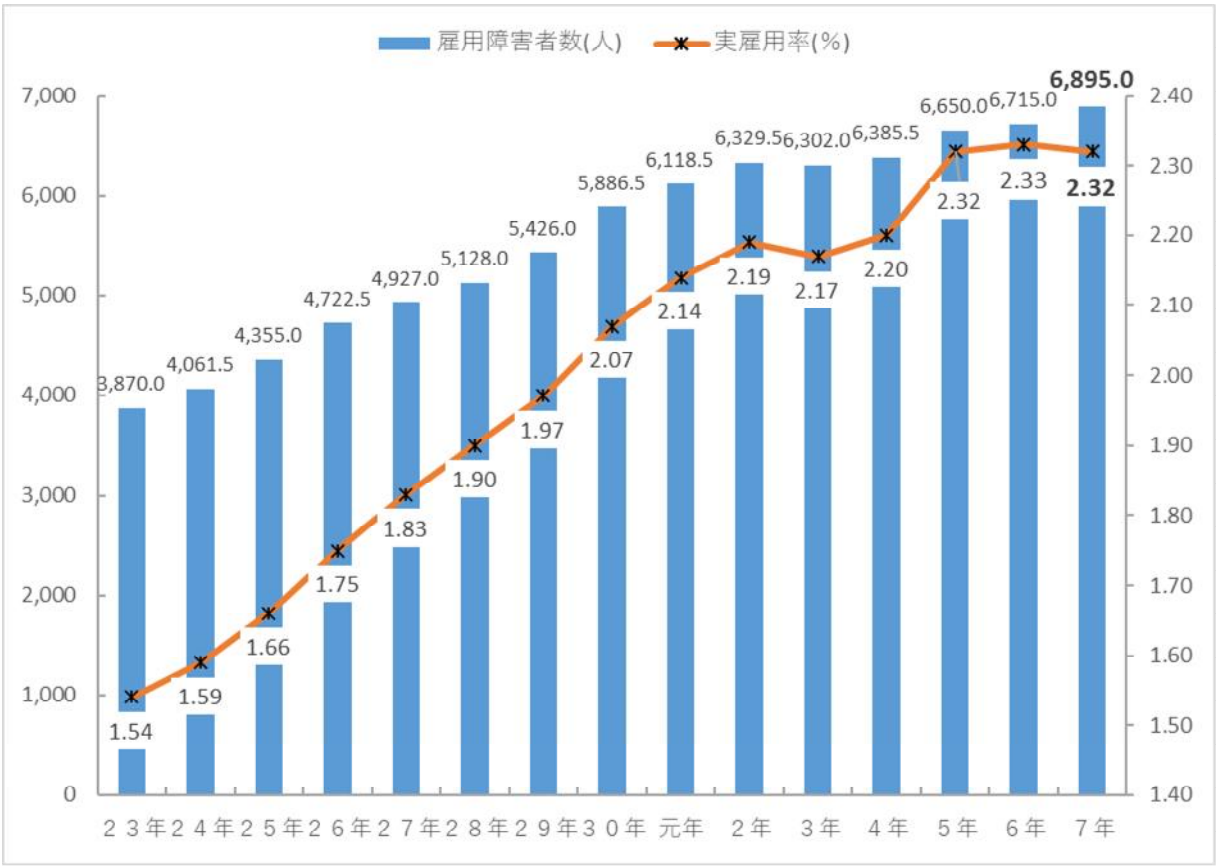

(注)平成２２年７月、平成３０年４月、令和５年４月及び令和６年４月において、雇用障害者数のカウント方法が見直されるなどの制度改正が行われているため、各年度の単純比較はできないものであること

（２）企業規模別の状況　（別添第２表）　※（　）は前年の値

① 雇用されている障害者の数は、40.0～100 人未満で 1,525.0 人（前年は 1,450.0 人）、100～300 人未満で 1,890.0 人（同 1,947.5 人）、300～500 人未満で 927.5 人（同 856.5 人）、500～1,000 人未満で 875.0 人（同 854.0 人）、1,000 人以上で 1,677.5 人（同 1,607.0 人）であった。

② 実雇用率は、40.0～100 人未満規模企業で 2.20%（前年は 2.24%）、100～300 人未満で 2.07%（同 2.13%）、300～500 人未満で 2.10%（同 2.05%）、500～1,000 人未満で 2.45%（同 2.48%）、1,000 人以上で 2.95%（同 2.88%）であった。
　なお、1,000 人以上規模の企業は、実雇用率が法定雇用率を上回っている。

③ 法定雇用率達成企業の割合は、40.0～100 人未満規模企業で 44.7%（前年は 44.5%）、100～300 人未満で 48.5%（同 48.1%）、300～500 人未満で 37.7%（同 36.7%）、500～1,000 人未満で 60.0%（同 54.5%）、1,000 人以上で 54.2%（同 53.8%）であった。

（３）産業別の状況　（別添第３表）

① 雇用されている障害者数は、「農、林、漁業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「サービス業（他に分類されないもの）」の 13 業種で前年を上回っている。

② 実雇用率では、「卸売業・小売業」（2.75%）、「医療・福祉」（2.70%）の２業種が民間企業全体の実雇用率（2.32%）及び法定雇用率（2.5%）を上回っている。

③ 法定雇用率達成企業の割合では、「製造業」（49.9%）、「電気・ガス・熱供給・水道業」（50.0%）、「宿泊業、飲食サービス業」（54.8%）、「医療、福祉」（50.8%）、「サービス業（他に分類されないもの）」（49.4%）の５業種が、民間企業全体の法定雇用率達成企業の割合（46.0%）を上回っている。

（４）法定雇用率未達成企業の状況　（別添第４表）

① 法定雇用率未達成企業は 1,029 社（前年は 1,002 社）であった。
② 法定雇用率未達成企業のうち、不足数が 0.5 人から１人である企業（１人不足企業）が、67.7%を占めている。
③ 法定雇用率未達成企業のうち、障害者を１人も雇用していない企業（０人雇用企業）は 599 社であり、未達成企業に占める割合は 58.2%となっている。

２　地方公共団体及び独立行政法人等における在職状況

（１）茨城県の機関[法定雇用率 2.8%]　　（別添第５表）

茨城県の機関に在職している障害者の数は285.5人で､前年より 18.0 人増加し、実雇用率は 3.56%と、前年に比べ 0.02 ポイント上昇した。

（２）茨城県教育委員会[法定雇用率 2.7%]　（別添第６表）

茨城県教育委員会に在職している障害者の数は 632.5 人で、前年より 76.0 人増加し、実雇用率は 2.90%と、前年に比べ 0.01 ポイント上昇した。

（３）市町村の機関[法定雇用率 2.8%]　　（別添第７表）

市町村の機関に在職している障害者の数は 860.0 人で､前年より 56.0 人増加し、実雇用率は 2.93%と、前年に比べ 0.10 ポイント上昇した。

令和７年６月１日現在で、９機関が未達成であったが 12 月１日までに全機関が法定雇用率を達成した。

（４）独立行政法人等[法定雇用率 2.8%]　（別添第８表）

独立行政法人等に雇用されている障害者の数は 802.0 人で、前年より 20.0 人増加し、実雇用率は、3.13%と、前年に比べ 0.03 ポイント低下した。

※　法定雇用率及び雇用障害者数のカウント方法については、Ｐ６を参照

３　今後の取組み

茨城労働局・ハローワークでは、更なる障害者雇用の推進のために、以下の取組みを実施します。

（１）法定雇用率未達成企業に対する指導、支援

法定雇用率未達成企業に対し、訪問等による指導、支援を実施します。

特に、障害者を１人も雇用していない企業（障害者雇用ゼロ企業）や除外率引き下げの影響により未達成に転じた企業に対し、働きかけを強化します。これら企業においては、障害者雇用の経験・ノウハウ等が不足していること、障害者の雇用拡大に苦慮していることが阻害要因となっているため、企業の状況やニーズ等を把握するとともに、障害者を支援する関係機関と連携し、企業トップを含め障害者雇用への理解を促進し、雇用に向けた準備段階から雇用後の職場定着までの一連の支援（企業向けチーム支援）を実施します。

（２）障害者就職面接会及び障害者ミニ就職面接会の開催

法定雇用率未達成企業に対して、障害のある方及び企業等が一堂に会する障害者就職面接会への参加を要請します。

また、障害者ミニ就職面接会を各ハローワークの会議室等で随時開催し、雇用率未達成企業における雇用機会の拡大に努めます。

（３）障害者雇用優良中小事業主制度（もにす認定制度）の普及促進

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（通称：もにす認定制度）が創設・実施されています。

企業の人事担当者等を対象とした、認定企業の見学会開催等を通じて、もにす認定制度を普及させるとともに、障害者雇用への取組を推進していきます。

（４）関係機関との連携

茨城県、茨城障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、同行紹介及び職場適応援助等の支援を、就職前後を通じて行うことで、着実な雇用に結びつけます。

（５）精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の開催

精神障害者及び発達障害者の雇用は近年増加傾向にあるため、「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」を開催し、企業や公的機関の方に対し、精神障害者及び発達障害者と共に働くために必要な配慮を学ぶ機会を提供します。

◎法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

○　民間企業　……
- 一般の民間企業　…… ２．５％
  （40.0人以上規模の企業）
- 特殊法人等　…… ２．８％
  - 労働者数36.0人以上規模の特殊法人、独立行政法人、国立大学法人等

○　国、地方公共団体　…… ２．８％
（36.0人以上規模の機関）

○　都道府県等の教育委員会　…… ２．７％
（37.5人以上規模の機関）

※（　）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって１人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※　特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※　重度身体障害者又は重度知的障害者については、その１人の雇用をもって、２人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※　重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（１週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、１人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※　精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その１人をもって１人分としてカウントされる。

※　重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である特定短時間労働者（１週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者）については、0.5人分としてカウントされる。

◎　障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。

障害者雇用状況報告
（毎年６月１日の状況）

（障害者雇用促進法 第43条第７項）

↓

障害者雇入れ計画作成命令
（２年計画）

翌年１月を始期とする２年間の計画を作成するよう、公共職業安定所長が命令を発出
（同法第46条第１項）

↓

障害者雇入れ計画の適正実施勧告

計画の実施状況が悪い企業に対し、適正な実施を勧告（計画１年目12月）
（同法第46条第６項）

↓

特　別　指　導

雇用状況の改善が特に遅れている企業に対し、公表を前提とした特別指導を実施
（計画期間終了後に９か月間）

↓

企 業 名 の 公 表

（同法第47条）

不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

〔全国の指導実績〕

○　令和6年度の実績
　＊「障害者雇入れ計画作成命令」の発出　446社
　＊障害者雇入れ計画の「適正実施勧告」　62社
　＊「特別指導」の実施　37社

○　障害者雇入れ計画を実施中の企業　338社（令和6年度）

○　企業名の公表
　平成18年度 2社、平成19年度 1社（再公表）、平成20年度 4社、
　平成21年度 7社（うち1社は再公表）、平成22年度 6社（うち2社は再公表）
　平成23年度 3社（うち1社は再公表）、平成24年度 0社、平成25年度 0社、
　平成26年度 8社、平成27年度 0社、平成28年度 2社、平成29年度 0社、
　平成30年度 0社、令和元年度 0社、令和2年度 1社、令和3年度 6社
　令和4年度 5社（うち3社は再公表）、令和5年度 1社（再公表）、令和6年度 0社

都道府県別の実雇用率等の状況

注　都道府県別の状況は、企業の主たる事務所（特例子会社等の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所）が所在する都道府県において、集計したものである。

都道府県名	実雇用率	（対前年増減）	法定雇用率達成企業の割合	（対前年増減）	法定雇用率達成企業の数		
全国	2.41	0.00	46.0	0.0	55,434	／	120,467
北海道	2.57	△0.07	49.2	△0.3	2,146	／	4,365
青森	2.48	△0.01	51.5	△0.1	584	／	1,134
岩手	2.43	△0.07	55.3	△0.1	621	／	1,123
宮城	2.38	△0.01	50.3	0.9	906	／	1,801
秋田	2.50	0.01	58.7	△0.1	531	／	905
山形	2.39	0.02	53.8	1.1	568	／	1,055
福島	2.43	0.02	55.3	0.5	930	／	1,682
茨城	2.32	△0.01	46.0	0.4	876	／	1,905
栃木	2.50	0.02	54.7	0.7	854	／	1,560
群馬	2.35	0.00	54.3	1.1	1,042	／	1,919
埼玉	2.46	△0.01	45.6	0.1	1,923	／	4,215
千葉	2.43	0.03	46.6	△0.7	1,529	／	3,278
東京	2.30	0.01	31.1	0.6	7,922	／	25,507
神奈川	2.42	0.02	43.5	△0.2	2,490	／	5,727
新潟	2.45	0.00	56.0	0.8	1,234	／	2,204
富山	2.35	△0.01	47.9	△1.5	571	／	1,192
石川	2.57	△0.04	50.1	△2.5	644	／	1,285
福井	2.72	0.11	58.4	1.7	505	／	865
山梨	2.28	△0.09	54.5	△2.9	403	／	740
長野	2.47	0.00	55.3	0.6	1,091	／	1,974
岐阜	2.52	△0.01	54.3	1.3	1,012	／	1,865
静岡	2.44	0.01	52.1	0.7	1,819	／	3,490
愛知	2.40	0.04	46.9	0.4	3,577	／	7,620
三重	2.52	0.00	57.7	0.1	848	／	1,470
滋賀	2.67	0.01	54.3	0.2	583	／	1,074
京都	2.47	0.04	49.0	0.3	1,094	／	2,232
大阪	2.45	0.01	41.4	△0.3	4,001	／	9,673
兵庫	2.45	△0.02	47.4	△0.5	1,914	／	4,041
奈良	2.94	△0.06	58.4	△2.1	467	／	800
和歌山	2.77	△0.01	57.8	△1.2	421	／	729
鳥取	2.62	0.06	57.6	△3.5	314	／	545
島根	2.89	0.00	66.7	0.4	462	／	693
岡山	2.45	△0.13	49.1	△1.7	864	／	1,758
広島	2.54	0.00	48.9	△0.2	1,329	／	2,718
山口	2.71	△0.06	53.0	△1.4	565	／	1,066
徳島	2.40	△0.02	56.8	△0.8	337	／	593
香川	2.38	0.07	57.7	2.5	563	／	976
愛媛	2.58	0.01	49.9	△0.3	612	／	1,226
高知	2.60	0.07	55.9	0.2	342	／	612
福岡	2.42	△0.01	47.3	△0.2	2,201	／	4,658
佐賀	2.87	0.00	62.4	△0.2	458	／	734
長崎	2.84	△0.04	58.2	0.8	679	／	1,167
熊本	2.55	△0.04	53.9	0.8	824	／	1,528
大分	2.65	△0.12	59.1	△1.7	595	／	1,007
宮崎	2.81	△0.06	62.0	△1.5	597	／	963
鹿児島	2.65	△0.01	56.0	△1.2	845	／	1,508
沖縄	3.27	△0.12	57.7	△2.3	741	／	1,285

別　添

障害者の雇用状況

茨城労働局職業安定部職業対策課

令和7年6月1日現在の「障害者雇用状況報告」結果概要は次のとおりである。

1　民間企業における雇用状況（法定雇用率2.5%）

県内に本社を置く従業員規模40.0人以上の企業を報告対象としたものである。

報告対象は1,905企業で、雇用されている障害者数は6,895.0人、実雇用率は2.32%、雇用率達成企業の割合は46.0%となっている。

以下詳細については、次表のとおりである。

第1表　民間企業における障害者雇用状況

区分／調査日	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	身体障害者					知的障害者					精神障害者			N	O	P			
			A 重度身体障害者	B 重度身体障害者以外	C 短時間重度身体障害者	D 短時間重度身体障害者以外	E 特定短時間重度身体障害者	F 重度知的障害者	G 重度知的障害者以外	H 短時間重度知的障害者	I 短時間重度知的障害者以外	J 特定短時間重度知的障害者	K 精神障害者	L 短時間精神障害者（注3）※	M 特定短時間精神障害者	身体計（A×2＋B＋C＋（D+E）×0.5）	知的計（F×2＋G＋H＋（I+J）×0.5）	精神計（K+L+M×0.5）	障害者数合計（N＋O＋P）	実雇用率	雇用率達成企業数	達成企業の割合
令和7年6月1日	1,905	297,644.5	1,062	1,247	185	200	84	261	1,029	44	244	13	898	523	105	3,698.0	1,723.5	1,473.5	6,895.0	2.32	876	46.0
令和6年6月1日	1,842	287,920.5	1,021	1,196	159	187	57	261	1,035	60	251	15	781	626	78	3,519.0	1,750.0	1,446.0	6,715.0	2.33	840	45.6

第2表　民間企業における規模別障害者雇用状況

区分／規模別	年度	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	身体障害者					知的障害者					精神障害者			N	O	P			
				A 重度身体障害者	B 重度身体障害者以外	C 短時間重度身体障害者	D 短時間重度身体障害者以外	E 特定短時間重度身体障害者	F 重度知的障害者	G 重度知的障害者以外	H 短時間重度知的障害者	I 短時間重度知的障害者以外	J 特定短時間重度知的障害者	K 精神障害者	L 短時間精神障害者（注3）※	M 特定短時間精神障害者	身体計（A×2＋B＋C＋（D+E）×0.5）	知的計（F×2＋G＋H＋（I+J）×0.5）	精神計（K+L+M×0.5）	障害者数合計（N＋O＋P）	実雇用率	雇用率達成企業数	達成企業の割合
40.0～100人未満	R7年	1,119	69,422.5	189	262	55	86	15	46	154	13	98	4	165	298	13	745.5	310.0	469.5	1,525.0	2.20	500	44.7
	R6年	1,042	64,599.0	188	233	28	64	6	45	164	23	84	1	135	320	7	672.0	319.5	458.5	1,450.0	2.24	464	44.5
100～300人未満	R7年	585	91,404.0	308	391	44	44	27	59	276	11	46	0	274	90	23	1,086.5	428.0	375.5	1,890.0	2.07	284	48.5
	R6年	599	91,439.0	290	405	46	56	16	62	293	13	50	6	241	170	23	1,067.0	458.0	422.5	1,947.5	2.13	288	48.1
300～500人未満	R7年	122	44,216.0	151	172	27	18	14	43	139	9	33	4	114	39	10	517.0	252.5	158.0	927.5	2.10	46	37.7
	R6年	120	41,741.0	136	167	28	20	13	39	135	5	30	0	101	36	6	483.5	233.0	140.0	856.5	2.05	44	36.7
500～1,000人未満	R7年	55	35,736.5	162	163	26	20	7	30	116	1	16	1	125	33	10	526.5	185.5	163.0	875.0	2.45	33	60.0
	R6年	55	34,406.0	165	160	27	17	9	30	98	3	16	0	110	41	8	530.0	169.0	155.0	854.0	2.48	30	54.5
1,000人以上	R7年	24	56,865.5	252	259	33	32	21	83	344	10	51	4	220	63	49	822.5	547.5	307.5	1,677.5	2.95	13	54.2
	R6年	26	55,735.5	242	231	30	30	13	85	345	16	71	8	194	59	34	766.5	570.5	270.0	1,607.0	2.88	14	53.8
合計	R7年	1,905	297,644.5	1,062	1,247	185	200	84	261	1,029	44	244	13	898	523	105	3,698.0	1,723.5	1,473.5	6,895.0	2.32	876	46.0
	R6年	1,842	287,920.5	1,021	1,196	159	187	57	261	1,035	60	251	15	781	626	78	3,519.0	1,750.0	1,446.0	6,715.0	2.33	840	45.6

（注１）「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

（注２）「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、1人の雇用をもって2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてダブルカウントされる。また、「短時間労働者である重度身体障害者及び重度知的障害者」については1人の雇用で1カウントとしている。
さらに、「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者」及び「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者」については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

（注３）短時間労働者である精神障害者については、平成30年4月から令和5年3月までは報告年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者又は報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者については特例該当者として、1人を1カウントとしている。特例該当者以外の精神障害者である短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
令和5年4月以降の精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その1人をもって1カウントとしている。

（注４）A、B、F、G、K欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、C、D、H、I、L欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、E、J、M欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。

第3表　民間企業における産業別障害者雇用状況

区分 / 産業別	年度	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	身体障害者 A 重度身体障害者	身体障害者 B 重度身体障害者以外	身体障害者 C 短時間重度身体障害者	身体障害者 D 短時間重度身体障害者以外	身体障害者 E 特定短時間重度身体障害者	知的障害者 F 重度知的障害者	知的障害者 G 重度知的障害者以外	知的障害者 H 短時間重度知的障害者	知的障害者 I 短時間重度知的障害者以外	知的障害者 J 特定短時間重度知的障害者	精神障害者 K 精神障害者	精神障害者 L 短時間精神障害者（注3）※	精神障害者 M 特定短時間精神障害者	N 身体計（A×2＋B＋C＋（D+E）×0.5）	O 知的計（F×2＋G＋H＋（I+J）×0.5）	P 精神計（K+L+M×0.5）	障害者数合計（N＋O＋P）	実雇用率	雇用率達成企業数	達成企業の割合
農、林、漁業	R7年	19	1,648.0	2	3	2	1	0	1	4	0	1	1	7	0	0	9.5	7.0	7.0	23.5	1.43	7	36.8
	R6年	18	1,597.5	3	3	1	0	0	1	4	1	0	0	5	0	0	10.0	7.0	5.0	22.0	1.38	6	33.3
鉱業、採石業、砂利採取業	R7年	1	77.5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.00	0	0.0
	R6年	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	#DIV/0!	0	#DIV/0!
建設業	R7年	70	6,028.0	22	22	2	2	0	1	4	0	0	0	22	2	1	69.0	6.0	24.5	99.5	1.65	31	44.3
	R6年	55	4,768.5	19	16	1	2	0	1	4	0	0	0	15	3	0	56.0	6.0	18.0	80.0	1.68	23	41.8
製造業	R7年	531	76,686.0	295	361	23	8	6	71	322	5	17	3	235	27	2	981.0	479.0	263.0	1,723.0	2.25	265	49.9
	R6年	529	78,133.5	298	357	17	14	4	73	324	5	19	3	230	19	1	979.0	486.0	249.5	1,714.5	2.19	249	47.1
電気・ガス・熱供給・水道業	R7年	2	137.5	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1.0	0.0	1.0	2.0	1.45	1	50.0
	R6年	3	209.5	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.0	0.0	0.0	1.0	0.48	0	0.0
情報通信業	R7年	62	6,500.5	15	16	1	1	0	0	3	0	0	0	13	2	1	47.5	3.0	15.5	66.0	1.02	14	22.6
	R6年	63	7,128.5	19	16	2	1	0	0	1	1	0	0	16	3	1	56.5	2.0	19.5	78.0	1.09	16	25.4
運輸業、郵便業	R7年	167	20,555.0	86	111	3	6	1	8	38	1	11	0	38	9	3	289.5	60.5	48.5	398.5	1.94	74	44.3
	R6年	155	18,196.5	78	109	5	3	1	7	30	2	13	0	31	8	4	272.0	52.5	41.0	365.5	2.01	73	47.1
卸売業、小売業	R7年	183	52,270.5	159	176	46	44	23	97	346	14	68	5	176	71	52	573.5	590.5	273.0	1,437.0	2.75	70	38.3
	R6年	186	54,121.5	154	170	44	38	21	99	350	19	83	9	142	69	37	551.5	613.0	229.5	1,394.0	2.58	69	37.1
金融業、保険業	R7年	15	9,800.0	57	44	3	2	2	1	11	0	1	0	36	11	0	163.0	13.5	47.0	223.5	2.28	3	20.0
	R6年	15	9,691.5	60	46	4	2	1	1	9	0	1	0	30	8	0	171.5	11.5	38.0	221.0	2.28	3	20.0
不動産業、物品賃貸業	R7年	20	2,713.5	10	8	0	0	2	1	4	0	1	0	2	0	0	29.0	6.5	2.0	37.5	1.38	5	25.0
	R6年	22	2,892.5	7	8	0	0	1	1	4	0	2	0	4	0	0	22.5	7.0	4.0	33.5	1.16	5	22.7
学術研究、専門・技術サービス業	R7年	58	13,817.5	57	87	4	6	2	4	15	1	0	0	48	7	0	209.0	24.0	55.0	288.0	2.08	24	41.4
	R6年	48	9,990.0	48	54	3	2	3	2	8	0	1	0	34	3	0	155.5	12.5	37.0	205.0	2.05	23	47.9
宿泊業、飲食サービス業	R7年	31	3,796.5	10	11	2	5	7	2	19	3	7	0	6	7	6	39.0	29.5	16.0	84.5	2.23	17	54.8
	R6年	25	3,321.5	10	7	4	4	0	0	17	2	10	0	4	4	4	33.0	24.0	10.0	67.0	2.02	13	52.0
生活関連サービス業、娯楽業	R7年	49	5,635.0	9	29	3	4	3	4	16	0	6	0	8	9	7	53.5	27.0	20.5	101.0	1.79	21	42.9
	R6年	48	5,465.5	7	23	4	9	1	4	16	0	3	1	3	8	6	46.0	26.0	14.0	86.0	1.57	17	35.4
教育、学習支援業	R7年	37	4,951.0	20	18	3	0	2	2	1	0	0	0	12	5	2	62.0	5.0	18.0	85.0	1.72	15	40.5
	R6年	35	4,602.5	18	15	3	2	2	1	1	1	0	0	10	2	0	56.0	4.0	12.0	72.0	1.56	13	37.1
医療、福祉	R7年	463	67,633.5	228	252	77	94	24	56	202	16	117	3	222	355	29	844.0	390.0	591.5	1,825.5	2.70	235	50.8
	R6年	450	62,428.5	212	263	53	82	14	56	222	26	104	1	194	482	21	788.0	412.5	686.5	1,887.0	3.02	244	54.2
複合サービス業	R7年	19	4,516.0	18	17	1	3	2	2	3	2	5	0	11	3	1	56.5	11.5	14.5	82.5	1.83	6	31.6
	R6年	21	4,778.5	16	15	3	3	2	3	7	2	5	0	14	3	2	52.5	17.5	18.0	88.0	1.84	4	19.0
サービス業（他に分類されないもの）	R7年	178	20,878.5	74	91	15	24	10	11	41	2	10	1	62	14	1	271.0	70.5	76.5	418.0	2.00	88	49.4
	R6年	169	20,594.5	72	93	15	25	7	12	38	1	10	1	49	14	2	268.0	68.5	64.0	400.5	1.94	82	48.5
合　計	R7年	1,905	297,644.5	1,062	1,247	185	200	84	261	1,029	44	244	13	898	523	105	3,698.0	1,723.5	1,473.5	6,895.0	2.32	876	46.0
	R6年	1,842	287,920.5	1,021	1,196	159	187	57	261	1,035	60	251	15	781	626	78	3,519.0	1,750.0	1,446.0	6,715.0	2.33	840	45.6

（注１）　「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

（注２）　「重度身体障害者又は重度知的障害者」については、1人の雇用をもって2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてダブルカウントされる。また、「短時間労働者である重度身体障害者及び重度知的障害者」については1人の雇用で1カウントとしている。
さらに、「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者」及び「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者」については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

（注３）　短時間労働者である精神障害者については、平成30年4月から令和5年3月までは報告年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者又は報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者については特例該当者として、1人を1カウントとしている。特例該当者以外の精神障害者である短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
令和5年4月以降の精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その1人をもって1カウントとしている。

（注４）　A、B、F、G、K欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、C、D、H、I、L欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、E、J、M欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。

第4表　障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分 / 規模別	法定雇用率未達成企業の数	うち0.5人又は1人不足	うち1.5人又は2人不足	うち2.5人又は3人不足	うち3.5人又は4人不足	うち4.5人又は5人以上不足	未達成企業のうち障害者の数が0人である企業数
計	1,029	697	208	62	28	34	599
	100.0%	67.7%	20.2%	6.0%	2.7%	3.3%	58.2%
40.0～100人未満	631	556	75	0	0	0	566
	100.0%	88.1%	11.9%	0.0%	0.0%	0.0%	89.7%
100～300人未満	300	124	110	46	13	7	33
	100.0%	41.3%	36.7%	15.3%	4.3%	2.3%	11.0%
300～500人未満	67	14	15	16	11	11	0
	100.0%	20.9%	22.4%	23.9%	16.4%	16.4%	0.0%
500～1,000人未満	21	2	7	0	2	10	0
	100.0%	9.5%	33.3%	0.0%	9.5%	47.6%	0.0%
1,000人以上	10	1	1	0	2	6	0
	100.0%	10.0%	10.0%	0.0%	20.0%	60.0%	0.0%

※比率の数値は四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

2　茨城県の機関及び市町村における任免状況

都道府県及び市町村の障害者任免状況通報対象機関（法定雇用率2.8%）は、算定基礎職員数36.0人以上の機関を通報対象としたものである。

茨城県の機関の通報対象は5機関で、在職している障害者数は285.5人、実雇用率は3.56%、市町村の通報対象は52機関で、在職している障害者数は860.0人、実雇用率は2.93%となっている。

また、都道府県の教育委員会（法定雇用率2.7%）は、算定基礎職員数37.5人以上の機関を通報対象としたものである。

茨城県教育委員会では、在職している障害者数は632.5人、実雇用率は2.90%となっている。

以下詳細については、次表のとおりである。

第5表　県の機関の任免状況

区分／機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	備　考
計	8,024.0 (7,562.5)	285.5 (267.5)	3.56 (3.54)	0.0 (0.0)	( )内は、令和6年6月1日現在の数値。
茨城県知事部局	6,245.5	223.5	3.58	0.0	
茨城県病院局	858.5	32.0	3.73	0.0	
茨城県企業局	212.0	8.0	3.77	0.0	
茨城県議会事務局	46.0	2.0	4.35	0.0	
茨城県警察本部	662.0	20.0	3.02	0.0	

第6表　県教育委員会の任免状況

区分／機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	備　考
茨城県教育委員会	21,815.5 (19,229.5)	632.5 (556.5)	2.90 (2.89)	0.0 (0.0)	( )内は、令和6年6月1日現在の数値。

注1　①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

2　②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については、1人を1カウントとしている。

3　④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数を切り捨て）から②欄の障害者数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合には法定雇用率達成となる。

第7表　市町村の任免状況

	区分 機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	備　考
	計	29,318.0 (28,444.5)	860.0 (804.0)	2.93 (2.83)	14.5 (14.5)	( )内は、令和6年6月1日現在の数値。
1	水戸市役所	1,364.5	40.0	2.93	0.0	
2	水戸市教育委員会	156.0	6.0	3.85	0.0	
3	水戸市上下水道局	186.5	5.0	2.68	0.0	
4	ひたちなか市役所	1,499.5	41.5	2.77	0.0	特例認定あり。
5	那珂市役所	628.5	20.0	3.18	0.0	特例認定あり。
6	茨城町役場	371.0	13.5	3.64	0.0	特例認定あり。
7	大洗町役場	194.5	8.5	4.37	0.0	教育委員会は36.0人未満のため調査対象外。
8	城里町役場	255.5	7.0	2.74	0.0	特例認定あり。
9	東海村役場	731.0	20.0	2.74	0.0	特例認定あり。
10	笠間市役所	942.0	23.5	2.49	2.5	特例認定あり。令和7年11月1日現在で、障害者数28.0人、実雇用率2.99%、不足数0.0人となっている。
11	日立市役所	1,625.0	53.0	3.26	0.0	特例認定あり。
12	筑西市役所	713.0	22.0	3.09	0.0	特例認定あり。
13	結城市役所	351.5	10.0	2.84	0.0	
14	結城市教育委員会	36.0	1.0	2.78	0.0	
15	桜川市役所	551.5	15.0	2.72	0.0	特例認定あり。
16	下妻市役所	537.5	20.0	3.72	0.0	特例認定あり。
17	八千代町役場	228.0	6.5	2.85	0.0	特例認定あり。
18	土浦市役所	1,188.5	41.0	3.45	0.0	特例認定あり。
19	つくば市役所	2,335.5	72.0	3.08	0.0	特例認定あり。
20	かすみがうら市役所	400.5	10.5	2.62	0.5	特例認定あり。令和7年7月1日現在で、障害者数12.0人、実雇用率2.99%、不足数0.0人となっている。
21	阿見町役場	605.5	19.0	3.14	0.0	特例認定あり。
22	古河市役所	1,132.0	34.5	3.05	0.0	特例認定あり。
23	境町役場	343.5	10.5	3.06	0.0	特例認定あり。
24	五霞町役場	105.0	4.0	3.81	0.0	教育委員会は36.0人未満のため調査対象外。
25	常総市役所	525.5	13.0	2.47	1.0	特例認定あり。令和7年10月1日現在で、障害者数14.0人、実雇用率2.66%、不足数0.0人となっている。
26	守谷市役所	664.0	17.0	2.56	1.0	特例認定あり。令和7年12月1日現在で、障害者数18.0人、実雇用率2.79%、不足数0.0人となっている。
27	坂東市役所	609.5	16.0	2.63	1.0	特例認定あり。令和7年11月1日現在で、障害者数18.0人、実雇用率2.95%、不足数0.0人となっている。
28	つくばみらい市役所	484.5	15.0	3.10	0.0	
29	つくばみらい市教育委員会	159.5	5.0	3.13	0.0	
30	石岡市役所	824.0	23.5	2.85	0.0	特例認定あり。

	区分 機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	備　考
31	小美玉市役所	511.5	11.0	2.15	3.0	特例認定あり。令和7年10月1日現在で、障害者数14.0人、実雇用率2.71%、不足数0.0人となっている。
32	常陸大宮市役所	554.0	16.0	2.89	0.0	特例認定あり。
33	常陸太田市役所	646.0	18.0	2.79	0.0	特例認定あり。
34	大子町役場	234.5	6.0	2.56	0.0	教育委員会は36.0人未満のため調査対象外。
35	龍ケ崎市役所	639.5	19.0	2.97	0.0	特例認定あり。
36	取手市役所	924.0	25.0	2.71	0.0	特例認定あり。
37	牛久市役所	728.0	23.0	3.16	0.0	特例認定あり。
38	稲敷市役所	550.0	17.0	3.09	0.0	特例認定あり。
39	利根町役場	221.5	6.0	2.71	0.0	特例認定あり。
40	河内町役場	99.5	2.5	2.51	0.0	
41	河内町教育委員会	40.5	1.0	2.47	0.0	
42	美浦村役場	172.0	6.0	3.49	0.0	特例認定あり。
43	高萩市役所	340.0	9.0	2.65	0.0	特例認定あり。
44	北茨城市役所	532.0	16.0	3.01	0.0	特例認定あり。
45	鹿嶋市役所	747.5	23.0	3.08	0.0	特例認定あり。
46	潮来市役所	312.0	11.0	3.53	0.0	特例認定あり。
47	神栖市役所	1,106.5	31.0	2.80	0.0	特例認定あり。
48	行方市役所	422.0	9.0	2.13	2.0	特例認定あり。令和7年12月1日現在で、障害者数12.0人、実雇用率2.82%、不足数0.0人となっている。
49	鉾田市役所	599.0	13.0	2.17	3.0	特例認定あり。令和7年12月1日現在で、障害者数17.5人、実雇用率2.91%、不足数0.0人となっている。
50	取手地方広域下水道組合	49.0	1.0	2.04	0.0	
51	茨城県南水道企業団	67.5	1.5	2.22	0.0	
52	さしま環境管理事務組合	72.5	1.5	2.07	0.5	令和7年11月1日現在で、障害者数2.0人、実雇用率2.78%、不足数0.0人となっている。

注1　①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

2　②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については、1人を1カウントとしている。

3　④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数を切り捨て）から②欄の障害者数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合には法定雇用率達成となる。

4　特例認定とは、市町村長部局及び教育委員会等機関の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に限り、特例的に、教育委員会等の機関に勤務する職員を当該市町村長部局に勤務する職員とみなすものである。

3　独立行政法人等における雇用状況（法定雇用率2.8%）

県内に本部を置く算定基礎労働者数36.0人以上の法人を報告対象としたものである。
報告対象は17法人で、雇用されている障害者数は802.0人、実雇用率は3.13%となっている。
以下詳細については、次表のとおりである。

第8表　独立行政法人等の雇用状況

区分 / 法人名		① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	備　考
計		25,644.0 (24,757.5)	802.0 (782.0)	3.13 (3.16)	0.0 (0.0)	( )内は、令和6年6月1日現在の数値。
1	独立行政法人　教職員支援機構	71.0	4.0	5.63	0.0	
2	国立研究開発法人　日本原子力研究開発機構	4,087.5	117.0	2.86	0.0	
3	国立研究開発法人　物質・材料研究機構	1,287.5	36.5	2.83	0.0	
4	国立研究開発法人　防災科学技術研究所	361.5	12.0	3.32	0.0	
5	国立研究開発法人　国際農林水産業研究センター	295.5	9.5	3.21	0.0	
6	国立研究開発法人　農業・食品産業技術総合研究機構	4,590.5	138.5	3.02	0.0	
7	国立研究開発法人　森林研究整備機構	1,234.0	42.0	3.40	0.0	
8	国立研究開発法人　建築研究所	137.5	6.0	4.36	0.0	
9	国立研究開発法人　土木研究所	582.5	20.0	3.43	0.0	
10	国立研究開発法人　国立環境研究所	839.0	25.0	2.98	0.0	
11	国立研究開発法人　産業技術総合研究所	5,310.0	173.5	3.27	0.0	
12	国立大学法人　茨城大学	739.5	21.0	2.84	0.0	
13	国立大学法人　筑波大学	4,517.5	126.0	2.79	0.0	
14	国立大学法人　筑波技術大学	160.0	27.0	16.88	0.0	
15	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構	985.5	32.0	3.25	0.0	
16	茨城県道路公社	77.5	2.0	2.58	0.0	
17	地方独立行政法人　茨城県西部医療機構	367.5	10.0	2.72	0.0	

注1　①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

2　②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。

3　④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数を切り捨て）から②欄の障害者数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合には法定雇用率達成となる。